

公益財団法人日本学術協力財団賛助会員に関する規則

平成 25 年 4 月 1 日施行

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第 5 3 条第 2 項の規定に基づき、公益財団法人日本学術協力財団（以下「本財団」という。）の賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員及び会費)

第 2 条 賛助会員は、本財団の目的に賛同し、事業の遂行を後援するため、年会費一口以上を納める個人又は団体とする。

2 賛助会員の区分及び年会費は、別表に定めるとおりとする。

(入会)

第 3 条 賛助会員になろうとする者は、会費を添えて所定の入会申込書を本財団に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(賛助会員の特典)

第 4 条 賛助会員は、本財団の調査等の成果の利用並びに刊行物その他の資料の配布等の便宜を受けるものとする。

(会費の用途)

第 5 条 第 2 条の会費は、毎事業年度における合計額の 5 0 % 以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(賛助会員の資格喪失)

第 6 条 賛助会員は、次の事由によってその資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪宣告及び団体の解散
- (3) 会費を 3 年分以上滞納したとき
- (4) 除名

(除名)

第 7 条 賛助会員が次の一に該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 本財団の名誉を傷つけ、又は本財団の円滑な運営を阻害する行為をしたとき
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第 6 号に該当するに至ったとき

- 2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 賛助会員は、いつでも退会届を本財団に提出することにより、退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会及び評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、公益財団法人日本学術協力財団の設立の登記の日から施行する。

(別表)

賛 助 会 員 の 種 類		年会費 (一口)
個人会員	一般会員	1 万円
	特別維持会員	3 万円
	シニア会員	6 千円
	学生会員	5 千円
団体会員	学術団体	5 万円
	企業、公益法人等	10 万円

1. シニア会員は、年齢 70 歳以上で有給の職に就いていない方とし、入会申込書にシニア会員申請書を添付すること。
2. 学生会員は、高専、短大、大学、大学院の在学者とし、入会申込書に学生会員申請書及び在学を証明する書類を添付すること。